

○夜間等特殊業務手当

- ・概要
 - (1) 夜間等特殊業務手当は、附属の寄宿舎を有する小学校又は中学校に勤務する教育職員が、正規の勤務時間以外の時間において寄宿舎に宿泊する児童、生徒の指導監督及び寄宿舎等の管理を行う場合で、勤務1回が5時間以上に及ぶ業務に従事したときに支給される。
 - (2) 手当額 勤務1回につき6,100円
 - (3) 1月に79,500円を限度とする。
- ・関係法令等
 - (1) 福島県市町村立学校職員の給与等に関する条例 第8条第5項
 - (2) 職員の特殊勤務手当に関する条例 第21条
 - (3) 職員の特殊勤務手当の支給に関する規則 第18条
 - (4) 特殊勤務手当の支給に関する運用基準の制定について

・事務処理

時 期	処 理 内 容
帳簿記入	特殊勤務実績簿（第2号様式（その1））に記入する
報 告	例月実績通知書2を作成し、教育事務所へ提出する
支 給	勤務した月の翌月の給与支給日に支給する。給与等領収書を確認する

以 下 余 白